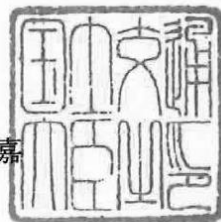


認 定 書

国 住 指 第 1216 号
令和 3 年 6 月 29 日

旭ファイバーグラス株式会社
代表取締役 竹下 昌彦 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 62 条並びに同法施行令第 136 条の 2 の 2 第一号及び第二号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

DR-2041(1)

2. 認定をした構造方法等の名称

砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート・アスファルト系ルーフィング・
野地板〔木質系ボード又はセメント板〕表張／支持部材〔木製又は鋼製〕屋
根

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 構造名
砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート・アスファルト系ルーフィング・野地板〔木質系ボード又はセメント板〕表張／支持部材〔木製又は鋼製〕屋根

2. 形状及び寸法等

項 目	仕様
表面形状	シート状
厚さ(mm)	5.0(凹部2.5)以上(支持部材を除く)
傾 斜 角	0° ～70°

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕様
葺き材	砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート ・ 大きさ 349 $\pm$ 7×1038 $\pm$ 20 ・ 厚さ 5.0 $\pm$ 2.0～6.0 $\pm$ 2.0(凹部 2.5 $\pm$ 1.0～3.0 $\pm$ 1.0) ・ 質量 1.56 $\pm$ 0.3kg/枚～1.81 $\pm$ 0.3kg/枚 ・ 質量(施工面積) 10.24 $\pm$ 0.6 kg/m ² ～11.66 $\pm$ 0.6 kg/m ² (有機質量 1.94 $\pm$ 0.19～2.20 $\pm$ 0.22kg/m ²) ・ 重ね 3層重ね
接着剤 (葺き材 用)	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)アスファルト系樹脂 ・ 質量 1.08 $\pm$ 0.1kg/m ² (固形量)以下(有機質量 0.78 $\pm$ 0.08kg/m ² 以下) (2)ウレタン系樹脂 ・ 質量 1.19 $\pm$ 0.12kg/m ² (固形量)以下(有機質量 0.72 $\pm$ 0.08kg/m ² 以下) (3)ウレタン系樹脂 ・ 質量 0.10 $\pm$ 0.01kg/m ² (固形量)以下(有機質量 0.10 $\pm$ 0.01kg/m ² 以下) (4)シリコーン系樹脂 ・ 質量 1.19 $\pm$ 0.12kg/m ² (固形量)以下(有機質量 0.66 $\pm$ 0.07kg/m ² 以下) (5)なし (留付け材を用いる場合に限る)

項 目	仕 様
下 葦 き 材	アスファルト系ルーフィング (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)アスファルトルーフィングフェルト(JIS A 6005、JIS工場認定外品も含む) ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・厚さ $0.6 \pm 0.06 \sim 1.8 \pm 0.18$ ・質量 $0.85 \pm 0.2 \text{kg/m}^2 \sim 1.94 \pm 0.2 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $1.46 \pm 0.15 \text{kg/m}^2$ 以下) ・重ね幅 $100 \pm 10 \sim 200 \pm 20$ ②二層 ・厚さ $1.2 \pm 0.12 \sim 3.6 \pm 0.36$ ・質量 $1.7 \pm 0.4 \text{kg/m}^2 \sim 3.88 \pm 0.4 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $2.91 \pm 0.30 \text{kg/m}^2$ 以下) ・幅 1000 ・重ね幅 500 (2)改質アスファルトルーフィングフェルト(JIS A 6013、JIS工場認定外品も含む) ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・厚さ $1.5 \pm 0.15 \sim 2.5 \pm 0.25$ ・質量 $1.1 \pm 0.3 \text{kg/m}^2 \sim 2.85 \pm 0.3 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $2.5 \pm 0.28 \text{kg/m}^2$ 以下) ・重ね幅 $50 \pm 5.0 \sim 100 \pm 10$ ②二層 ・厚さ $3.0 \pm 0.3 \sim 5.0 \pm 0.5$ ・質量 $2.2 \pm 0.6 \text{kg/m}^2 \sim 5.7 \pm 0.6 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $5.0 \pm 0.56 \text{kg/m}^2$ 以下) ・幅 1000 ・重ね幅 500 (3)改質アスファルトルーフィングフェルト(JIS A 6013、JIS工場認定外品も含む) ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・厚さ $0.6 \pm 0.06 \sim 1.8 \pm 0.18$ ・質量 $0.84 \pm 0.1 \text{kg/m}^2 \sim 0.96 \pm 0.1 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $0.76 \pm 0.08 \text{kg/m}^2$ 以下) ・重ね幅 100～200 ②二層 ・厚さ $1.2 \pm 0.12 \sim 3.6 \pm 0.36$ ・質量 $1.68 \pm 0.2 \text{kg/m}^2 \sim 1.92 \pm 0.2 \text{kg/m}^2$ (有機質量 $1.52 \pm 0.15 \text{kg/m}^2$ 以下) ・幅 1000 ・重ね幅 500

(寸法単位：mm)

項 目	仕様
野地板	面材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード ①～⑥のうち、いずれか一仕様とする ①普通合板(JAS) ・厚さ 9以上 ②構造用合板(JAS) ・厚さ 9以上 ③素地パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 ④OSB(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 ⑤MDF(JIS A 5905)(密度 0.7g/m²以上) ・厚さ 9以上 ⑥直交集成板 ・厚さ 36以上 (2)セメント板 ①～③のうち、いずれか一仕様とする ①木毛セメント板(JIS A 5404) ・厚さ 9以上 ②硬質木片セメント板(JIS A 5404) ・厚さ 9以上 ③木片セメント板(JIS A 5404) ・厚さ 9以上
支持部材	(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)木製 ・形状寸法 20×35 の断面寸法以上 ・間隔 700 以下 (2)鋼製 ・形状寸法 ①～③のうち、いずれか一仕様とする ① 60×30×10×1.2 の断面寸法以上 ② 60×30×1.2 の断面寸法以上 ③ 102×51×0.8 の断面寸法以上 ・間隔 700 以下 (3)コンクリート ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①軽量気泡コンクリートパネル(JIS A 5416) ・厚さ 50 以上 ②コンクリート ・厚さ 50 以上

2)副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕様
留付け材	[1] 葺き材用 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) くぎ ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 2.9$以上×L25以上 ・留付け数 4箇所／1枚以上 (2) ビス ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 2.9$以上×L25以上 ・留付け数 4箇所／1枚以上 (3) なし (接着剤(葺き材用)が(1)～(4)の場合に限る) [2] 下葺き材用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープル ・材質 ①、②のうちいずれか一仕様とする。 ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 線径0.6以上 幅10以上×足長6以上 (2) なし

(寸法単位：mm)

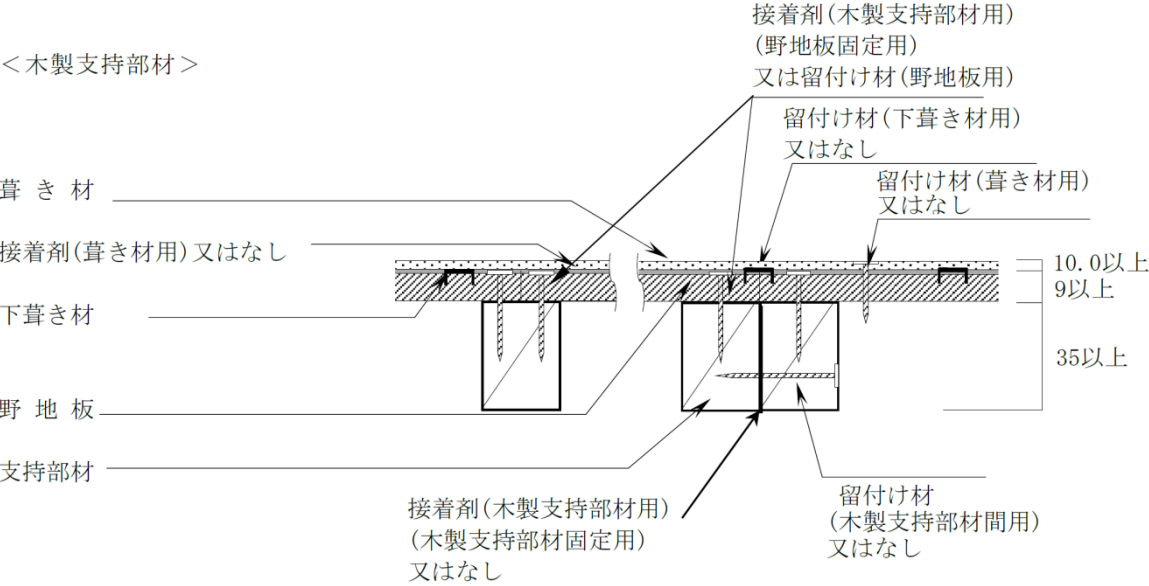
項 目	仕様
留付け材 (つづき)	[3]野地板用 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 1.7$以上×L25以上 ・間隔 500以下 (2)ビス ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 3.5$以上×L25以上 ・間隔 500以下 (3)なし (支持部材が(1)で接着剤(木製支持部材用)[1]が(1)の場合に限る) [4]木製支持部材間用 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 2.75$以上×L35以上 ・間隔 500以下 (2)ビス ・材質 ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法 $\phi 2.6$以上×L35以上 ・間隔 500以下 (3)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で接着剤(木製支持部材用)[2]で固定する場合に限る)

項 目	仕様
接着剤 (木製支持部 材用)	[1]野地板固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)エポキシ系樹脂 ・質量 400g/m²(固形量)以下(有機質量 400 g /m²以下) ・組成 (質量%) エポキシ樹脂……………100 (2)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で留付け材[3]で固定する場合に限る) [2]支持部材間固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)酢酸ビニル系樹脂 ・質量 350g/m²(固形量)以下(有機質量 350 g /m²以下) ・組成 (質量%) 酢酸ビニル樹脂……………100 (2)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で留付け材[4]で固定する場合に限る)

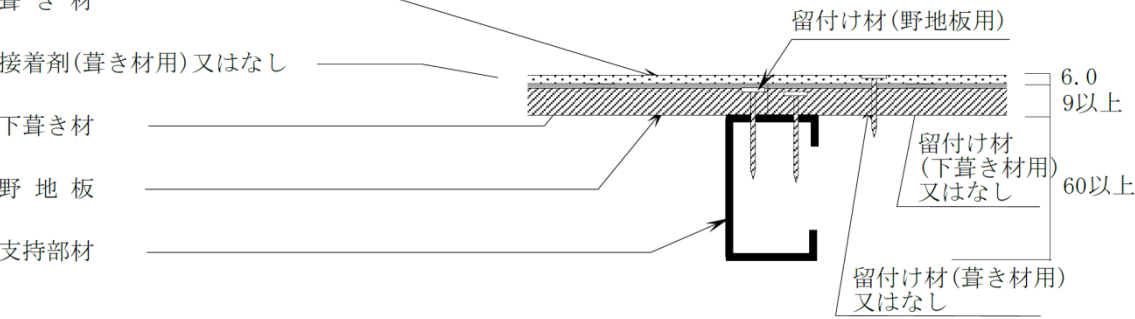
4. 構造説明図

(寸法単位：mm)

< 木製支持部材 >

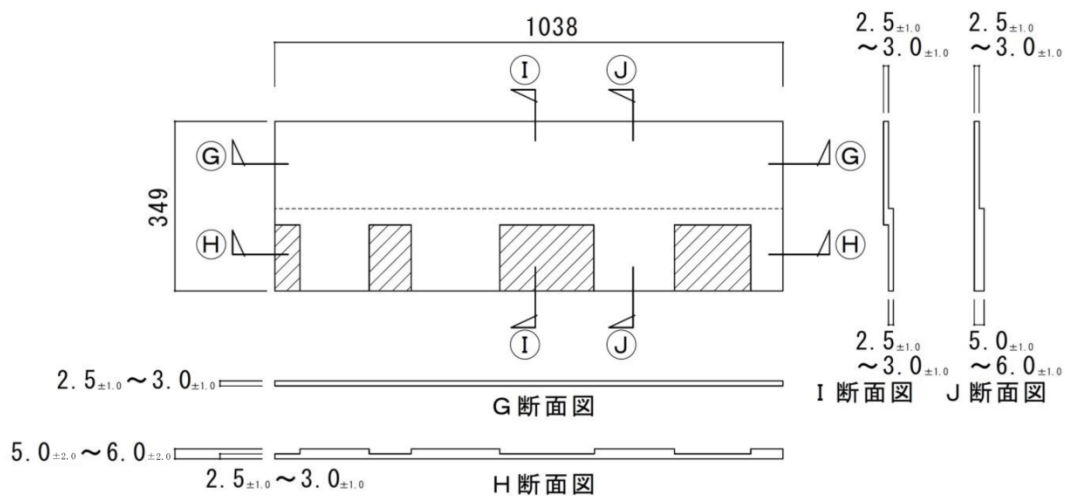


< 鋼製支持部材 >

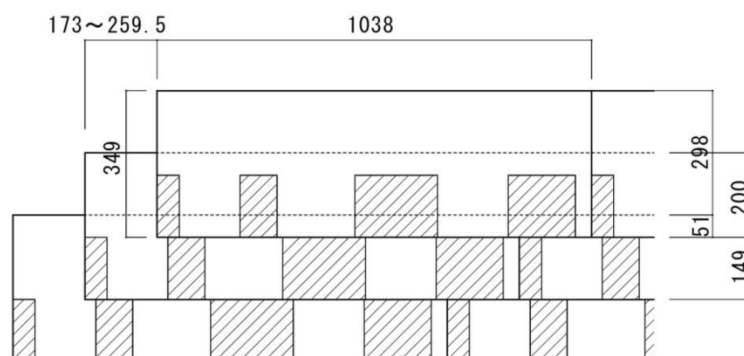


(寸法単位:mm)

<葺き材形状図>



<重なり寸法図>

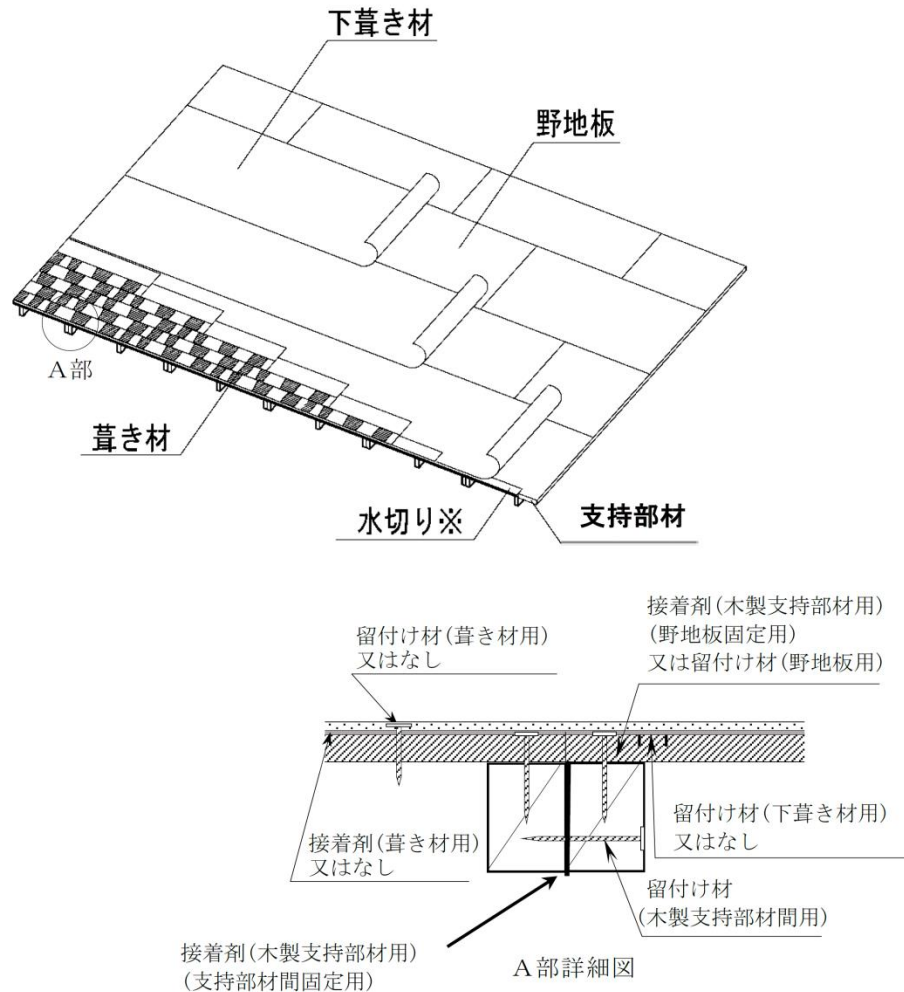


注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

5. 施工方法
 <施工図>

(寸法単位：mm)

◆木製支持部材



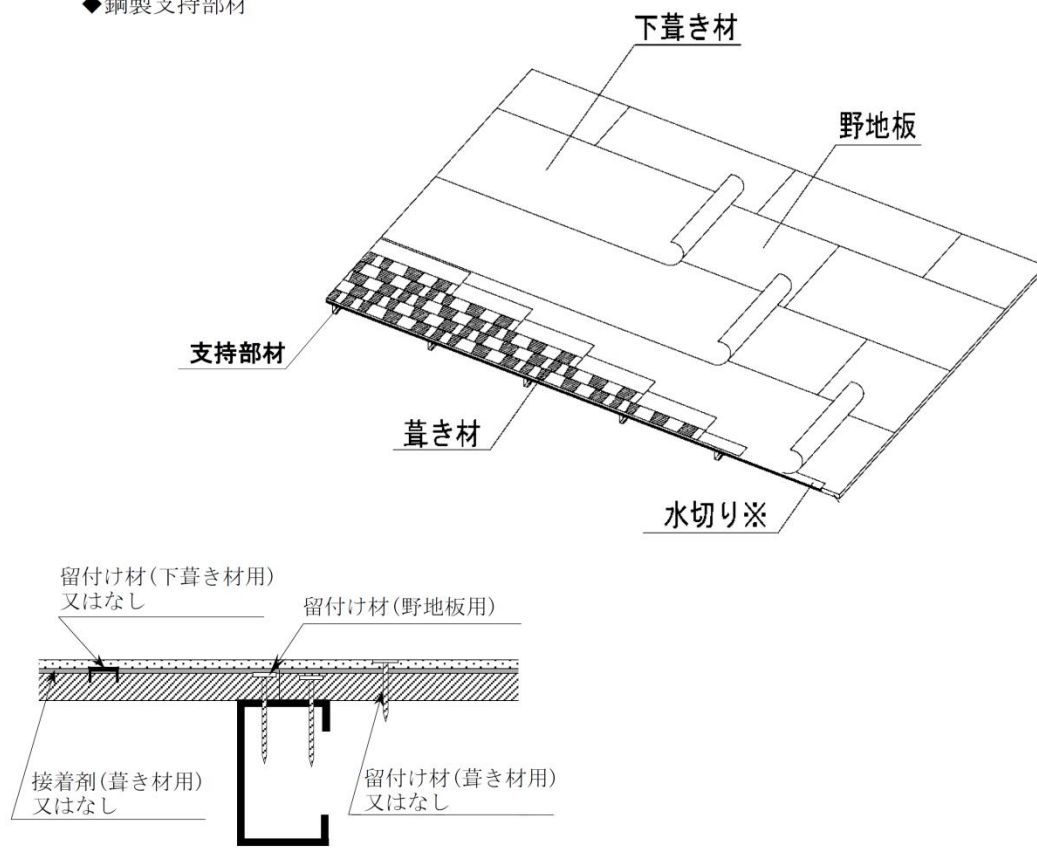
<施工手順>

- ①支持部材を定められた間隔で施工する。
 支持部材同士の接合部（A部）は、留付け材にて支持部材同士を固定する、または接着剤にて支持部材同士を固定する。
- ②野地板を敷きつめ、留付け材で支持部材に留付ける。または接着剤で支持部材に固定する。
- ③下葺き材を敷きつめる。
- ④接着剤を葺き材の中段に塗布する。但し、葺き材を留付け材のみで留付ける場合は塗布しない。
- ⑤葺き材を留付け材で留付ける。但し、接着剤のみで固定する場合もある。

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

※：本評価内容に含まない

◆鋼製支持部材



A 部詳細図

< 施工手順 >

- ① 支持部材を定められた間隔で施工する。
- ② 野地板を敷きつめ、留付け材で支持部材に留付ける。
- ③ 下葎き材を敷きつめる。
- ④ 接着剤を葎き材の中段に塗布する。但し、葎き材を留付け材のみで留付ける場合は塗布しない。
- ⑤ 葎き材を留付け材で留付ける。但し、接着剤のみで固定する場合もある。

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※：本評価内容に含まない